

基勞発0724第2号  
平成25年7月24日

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長  
( 公 印 省 略 )

電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について (回答)

平成24年12月7日付け福島労発基第4243号をもつてりん伺のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

本件は、労働基準法施行規則第35条に定める業務上の疾病に該当しないものとして取り扱われたい。



■■■■に発症した白血病の業務上外に関する検討会報告書

本検討会は、■■■■に係る事案について検討を行ってきたところであるが、今般、別添のとおり検討結果をとりまとめたので報告する。

平成25年7月23日

電離放射線障害の業務上外に関する検討会

座長 米 倉 義 晴

明 石 真 言

草 間 朋 子

祖 父 江 友 孝

伴 信 彦

別 所 正 美

## 第1 事案の概要

### 1 労働者の氏名等

- (1) 労働者氏名 [REDACTED]
- (2) 生年月日 [REDACTED]
- (3) 所属事業場 [REDACTED]
- (4) 傷病名 [REDACTED] 骨髄性白血病
- (5) 発症年月日 [REDACTED]
- (6) 死亡年月日 [REDACTED]
- (7) 労災請求年月日 平成23年9月29日(遺族補償給付)

### 2 請求の趣旨

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

### 3 被災労働者の放射線業務の内容

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

### 4 被災労働者の放射線被ばく状況

- (1) 外部被ばくの状況  
被災労働者の外部被ばく線量は、[REDACTED] フィルムバッジにより測定されており、その累積被ばく線量は [REDACTED] であった（別紙1参照）。
- (2) 内部被ばくの状況  
被災労働者の内部被ばくに関しては、当該事業場及び [REDACTED] の報告から、 [REDACTED] （別紙2参照）。
- (3) 事故的被ばくの有無  
当該事業場及び [REDACTED] からの報告において、 [REDACTED]

## 5 被災労働者の療養の経過について

[Redacted text block]

## 第2 検討会の判断

### 1 被災労働者の被ばく線量について

#### (1) 外部被ばく

被災労働者の累積外部被ばく線量は、個人の被ばく線量管理記録より、[Redacted]と認められる。

#### (2) 内部被ばく

内部被ばくは、[Redacted]

#### (3) 事故的被ばく

[Redacted]

### 2 業務上外について

#### (1) 白血病の認定基準について

電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準においては、白血病に関して次の認定要件を定めている。

- ① 相当量の電離放射線に被ばくした事実があること。
- ② 被ばく開始後少なくとも1年を超える期間を経た後に発生した疾病であること。
- ③ 骨髄性白血病又はリンパ性白血病であること。

①における「相当量」に関しては、業務により被ばくした線量の集積線量が次式で算出される値以上の線量をいうものとされている。

$$5\text{mSv} \times (\text{電離放射線被ばくを受ける業務に従事した年数})$$

(2) 結論

ア 被災労働者に発症した疾病は、

等から、 $\blacksquare$  骨髄性白血病と判断される。

なお、発症時期については、 $\blacksquare$  とするのが妥当である。

イ 被災労働者の電離放射線被ばくを受ける業務に従事した年数の算出に関し、被災労働者が

$\blacksquare$  (別紙1参照) が、この間の

ウ 認定基準が業務上認定の要件として掲げる「相当量」の放射線被ばくに対応する累積線量は、 $5\text{mSv} \times \blacksquare = \blacksquare$  とするのが妥当である。

以上より、請求人の被ばく線量が  $\blacksquare$  であること等から、総合的に勘案すると被災労働者に発症した  $\blacksquare$  骨髄性白血病は、放射線業務に起因したとはいえないと判断することが妥当である。



